

独立行政法人 地域医療機能推進機構 二本松病院附属介護老人保健施設
通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規程

（運営規定設置の趣旨）

第1条 独立行政法人 地域医療機能機構（JCHO）の開設する二本松病院附属介護老人保健施設において実施する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）事業所（以下「当事業所」という。）の運営管理については法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（目的）

第2条 当事業所は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者に対して、居宅介護（支援）サービス計画に基づき、利用者が自立した日常生活を営むことができるように通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供する。

（運営の方針）

第3条 当事業所は前条の目的を達成するため次のことを方針として運営するものとする。

- （1）当事業所では利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努める。
- （2）当事業所では明るく家庭的な雰囲気のもと、利用者等の心身の特性に応じた看護、介護ケア及び機能訓練等のサービスを適切に提供するよう努める。
- （3）当事業所では地域や家庭との連携を重視した運営に努める。
- （4）当施設は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

（施設の名称及び所在地等）

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

（1）施設名称

独立行政法人 地域医療機能推進機構（JCHO）
二本松病院附属介護老人保健施設 通所リハビリテーション事業所

（2）開設年月日 平成9年5月1日

（3）所在地 〒964-8501 福島県二本松市成田町一丁目867

（4）電話番号 0243-22-6517 FAX 番号 0243-22-6518

（5）管理者名 柳沼 健之

（6）介護保険指定番号 介護老人保健施設(0751085010)

(協力病院)

第5条 当事業所の協力病院は以下のとおりとする

- (1) 独立行政法人 地域医療機能推進機構(JCHO)二本松病院
(診察、検査、投薬、注射、処置など)
福島県二本松市成田町 1-553 (TEL0243-23-1231)
- (2) 歯科医院もとみや(協力歯科医院)
福島県本宮市本宮戸崎 14-1 (TEL0243-24-7980)

(従業者の職種、定数)

第6条 当事業所に勤務する職員の定数は、次のとおりであり、必要職については法令の定めるところによる。

職種・職名	定数	備考
施設長(医師)	1名以上	介護老人保健施設兼務 二本松病院副院長兼務
理学療法士・作業療法士	1名以上	
管理栄養士	1名	
看護師・准看護師	1名以上	
介護職員	1名以上	
事務員	適当数	
運転手	適当数	

(職員の職務内容)

第7条 当事業所の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、通所リハビリテーションに携わる職員の総括管理、指導を行う。
- (2) 副施設長は施設長を補佐し、施設長に事故があるとき又は施設長が不在時は、その職務を代行する。
- (3) 医師は、利用者の症状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (4) 理学療法士、並びに作業療法士は医師や看護師と共同して(介護予防)通所リハビリテーション実施計画書を作成すると共に、リハビリテーション実施に際し指導を行う。
- (5) 管理栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケアマネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (6) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
- (7) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく介護を行う。
- (8) 事務員は施設・設備の維持管理、国保連合会への給付の請求、利用者の施設利用料の請求を行う。
- (9) 運転手は利用者の送迎を行う。

(利用定員)

第8条 当事業所の利用定員は40人とする。1単位40人とする。

(営業日及び営業時間)

第9条 当事業所の営業日は、次に掲げる日以外の日とする。

- (1) 日曜日及び12月29日から1月3日までは休業日とする。
- (2) 前項の規定に拘わらず、管理者が特に必要と認めたときは営業日を変更できる。
- (3) 営業時間は、8時30分から17時15分とする。
サービス提供時間 9時50分から15時50分
延長サービス時間 8時30分から9時45分、15時45分から17時15分

(通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容)

第10条

- (1) 看護・介護サービス
食事の世話、排泄の世話、入浴、衣服の着脱、移動体位交換など
食事時間：昼食12時00分
入浴：毎回入浴ができます。ただし利用者の身体状態に応じて清拭となる場合がある。
- (2) 医療サービス
協力病院：独立行政法人地域医療機能推進機構 二本松病院
協力歯科医院：歯科医院もとみや
※通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間内は併設及び他の医療機関の診察、服薬等は受けられません。（緊急の場合はこの限りではありません）
- (3) 機能訓練サービス
心身諸機能維持回復のためのリハビリテーション、レクリエーションを行う。
- (4) 相談援助サービス
利用者又はその家族に対し、日常生活上・社会生活上の相談に応じ、援助を行う。
- (5) 送迎サービス
二本松市（旧二本松区域・旧安達地域）
- (6) その他のサービス
広報誌の発行
- (7) 各種加算を通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づき、別紙の通り算定する。

(利用料)

第11条 指定通所リハビリテーションサービスを提供した場合の額は、厚生労働大臣が定める額とし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その額1～3割とする。

- 1 その他の費用として、別に定める料金表により支払いを受けることができるものとする。

(身体の拘束等)

第 12 条 当事業所は原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行う場合、医師が利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(身体拘束ゼロ推進・虐待防止委員会)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止等)

第 13 条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(身体拘束ゼロ推進・虐待防止委員会)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- (5) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応は別紙の通り対応する。

(償還払いについて)

第 14 条 償還払いの利用者は、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションサービス費用の全額を支払いしたのち領収書を受け取り、利用者は市町村に領収書を添付して支給申請を行ない保険給付対象額の支払いを受けていただく。

(利用手続きについて)

第 15 条 利用時に必要な書類は下記の通りとする。

- (1) 利用申込書
- (2) 利用同意書並びに利用者負担同意書
- (3) 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、健康保険証
- (4) 利用中変更があった際は介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、健康保険証

(再利用に関すること)

第 16 条 1年以上利用がなかった場合あらためて、利用手続きをしていただく。

(衛生管理)

- 第 17 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- (1) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(職員の服務規律)

- 第 18 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

- 第 19 条 当事業所職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。
- 2 当施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

- 第 20 条 当事業所職員の就業に関する事項は、別に定める独立行政法人地域医療機能推進機構の就業規則による。

(職員の健康管理)

- 第 21 条 当事業所職員は、当事業所が行う年 1 回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第22条

1.職員は、業務上知り得た利用者又は被扶養者若しくはその家族等に関する個人情報を漏らすことがないように適切に取り扱います。但し、例外として次の各号については、情報提供を行なうこととする。

- (1) サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- (2) 居宅介護支援事業所との連携
- (3) 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- (4) 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治医の連絡等
- (5) 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとする。

(苦情の対応について)

第23条

(1) 【苦情解決責任者】	
施設長	柳沼 健之

(2) 【苦情受付担当者】	
支援相談員	安田 晴絵

(3) 【事業者の窓口】	
独立行政法人地域医療機能推進機構 二本松病院附属介護老人保健施設	(電話番号) 0243-22-6517 (FAX番号) 0243-22-6518 (受付時間) 午前8時半から午後5時15分(日・祝日 休) ※上記又は「ご意見箱」へ申し出てください。

(4) 【公的機関窓口】	
二本松市役所 介護保険係	(電話番号) 0243-55-5115 (FAX番号) 0243-22-1547 (受付番号) 午前8時半から午後5時15分(土日・祝日 休)

(施設の利用に当たっての留意事項)

第24条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- (1) 職員の指示に従うこと。
- (2) 施設又は備品の破損及び備品を施設外へ無断で持ち出さないこと。
- (3) 無断で備品の位置及び形状を変更しないこと。
- (4) 施設内の清潔及び整頓並びに身体及び衣類に清潔に努めること。
- (5) その他施設長が必要と認める事項。

(非常災害の対策)

第25条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、副施設長を充てる。
- (2) 火元責任者には、施設職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる
- (6) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)・・・年2回以上(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ②利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・・・年1回以上

(ハラスメント対策について)

第26条 当事業所は、適切な通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第27条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

2 運営規程の概要、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、当事業所に掲示する。

(提供するサービスの第三者評価の実施状況について)

第27条

実施なし	現在、第三者評価を実施していないが、提供するサービスの質の向上を図るために当施設では介護相談員の積極的な受入や利用者満足度調査を実施している。
------	---

(業務継続計画の策定等)

第 28 条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保険施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

付則（施行期日）

この運営規定は、平成 9 年 5 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）

この運営規定は、平成 10 年 4 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）

この運営規定は、令和 11 年 4 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）

この運営規定は、平成 11 年 9 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）

この運営規定は、平成 11 年 12 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）

この運営規定は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）

この運営規定は、平成 12 年 7 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）

この運営規定は、平成 15 年 4 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）

この運営規定は、平成 16 年 1 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）

この運営規定は、平成 17 年 10 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）

この運営規定は、平成 18 年 6 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）

この運営規定は、平成 19 年 7 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）

この運営規定は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）

この運営規定は、平成 29 年 5 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）

この運営規定は、令和 3 年 2 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）

この運営規定は、令和 3 年 10 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）
この運営規定は、令和 4 年 8 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）
この運営規定は、令和 5 年 2 月 1 日より施行する。

付則（施行期日）
この運営規定は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。